

各種加算について

- ◆初期加算
小規模多機能居宅介護事業所に登録した日から起算して30日以内の期間については、初期加算として下記の通り加算分の自己負担が必要となります。
30日を超える入院をされた後に再び利用を開始した場合も同様です。
- ◆認知症加算
 - 認知症加算Ⅱ
日常生活に支障をきたすおそれのある症状若しくは行動が認められることから介護を必要とする認知症利用者の場合に加算分の利用者負担があります
*介護を必要とする認知症とは、医師が判定する日常生活自立度のランクⅢ以上（Ⅲ・Ⅳ・Ⅴ）に該当する場合
 - 認知症加算Ⅳ
要介護状態区分が要介護2である利用者であって、周囲の者による日常生活に対する注意を必要とする認知症の利用者の場合に加算分の利用者負担があります
*周囲の者による日常生活に対する注意を必要とする認知症とは、医師が判定する日常生活自立度のランクⅡ（Ⅱa・Ⅱb）に該当する場合
- ◆看護職員配置加算Ⅱ
常勤専従の准看護職員を1名以上配置している場合の1月当たりの加算料金です。
- ◆総合マネジメント体制強化加算（Ⅰ）
個別サービス計画について、利用者の心身の状況や家族を取り巻く環境の変化を踏まえ、介護職員や看護職員等の他職種協働により、随時適切に見直しを行っていること。かつ、地域における活動への参加の機会が確保されている場合。
又、地域住民などの相談に対応する体制の確保、生活支援サービスが包括的に提供出来る様に居宅サービス計画の作成、地域資源を効果的に活用し、利用者の状態に応じた支援を行っている場合等に算定します。
- ◆サービス提供体制強化加算（Ⅰ）
従業者の総数のうち、介護福祉士の割合が70%である場合。又は勤続10年以上介護福祉士25%以上である場合に算定します。
- ◆訪問体制強化加算
訪問サービスの提供にあたる常勤の従業者を2名以上配置しておりかつ、月における訪問延べ回数が200回以上である場合に算定します。

◆介護職員等処遇改善加算Ⅰ

利用者ごとの一か月の総単位数（介護度に応じた基本単位数と各種加算）に14.9%を乗じた額の1割部分。

◆認知症行動・心理症状緊急対応加算

医師が認知症の行動・心理症状が認められる為在宅での生活が困難であり、緊急に短期利用居宅介護を利用することが適当であると判断した場合に算定します。

（7日までを限度とする）200円（1日あたり）

◆科学的介護推進体制加算Ⅰ

要介護者の重度化防止・自立支援を目的に、科学的根拠（エビデンス）に基づいて提供されるケア。様々なデータを収集したり、ケアの方法・効果を検証したりして、より効果的な介護サービスを提供するための加算です。

◆口腔・栄養スクリーニング加算

ご利用者様の口腔の健康状態・栄養状態について確認を行い、情報共有した場合に年に2回まで算定する加算です。